

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
11月10日
(火曜日)

目次

- 告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（道路整備課）……………
- 公告
国営緊急農地再編整備事業（南周防地区大里換地区）換地計画書の縦覧（農村整備課）……………



山口県告示第三百八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、県道小野田美東線新橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年十一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県道小野田美東線新橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）
- (一) 工事場所 山陽小野田市大字有帆字三下河原から同市新有帆町までの間
- (二) 工事の概要

構	造	延	長	道	路	幅	員
---	---	---	---	---	---	---	---

PC二径間連結ポステンションスラ
ブ桁形式橋りょう

五四・八メートル

「一五・八メートル
(車道六・五メートル)」

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和二年十一月九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）のプレストレストコンクリート工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
持参し、又は郵便により提出するものとする。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町二丁目一番五〇号

(四) 申請書等の提出期限

令和二年十二月二日 午後五時十五分

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
令和二年十二月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部土木建築事務所（電話〇八三六一二一
七一二五）にすること。



(二四五) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区大里換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区大里換地区の換地計画を定めたの
で、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧
に供します。

令和二年十一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区大里換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年十一月十一日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課